

令和5年分の申告・納付の期限などをお忘れなく！

令和5年分の申告・納付の期限などは、それぞれ次のとおりです。

申告・納付の期限

- ①申告所得税・復興特別所得税・贈与税 3月15日(金)
- ②消費税・地方消費税 4月1日(月)

振替納税による振替日

- ①申告所得税・復興特別所得税 4月23日(火)
- ②消費税・地方消費税 4月30日(火)

期限を過ぎて申告をすると振替納税や延納制度が利用できなくなるほか、加算税がかかる場合があります。

また、期限を過ぎて納付をしたり振替日に振替口座の残高不足などで振替できなかった場合には、延納制度が利用できなくなるほか、延滞税がかかる場合があります。

【確定申告会場について】

確定申告会場（黒石税務署）ではご自身のスマホを利用した申告の指導を行っています。会場への入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



動画で見る確定申告 記帳・決算のしかた

問合せ 黒石税務署 ☎ 52-4111 (代表)



もしもの時に備え、スポーツ安全保険に加入しませんか？

スポーツ安全保険とはスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育活動（4人以上の団体）を対象とした保険です。

対象となる事故

団体活動中、往復中の事故など
※自動車事故による賠償責任保険は適用外です。

保険期間

4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

申込方法 Webのみ

※詳細内容や資料請求はスポーツ安全協会のHPをご覧ください。
(<https://www.sportsanzen.org>)

問合せ 公益財団法人 スポーツ安全協会 固定電話（一部IP電話を除く）
☎ 0570-087109 ※携帯電話などから掛ける際は ☎ 03-5510-0033

行政・人権相談所を開設します

行政に関する苦情や意見などがある方、日常生活の中で困っていることや人権に関することでお悩みの方は、この機会に相談所をご利用ください。

日時 2月22日(休)
10:00～15:00

場所

- ▶平賀地域 本庁舎1階 ひらかわぷれいす「アヴェッサ」
- ▶尾上地域 尾上総合支所 1階 会議室
- ▶碓ヶ関地域 碓ヶ関総合支所 2階 談話室

問合せ 市民課 市民係
☎ 55-5309

定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会が相談に応じます。

開催日時と場所

開催日	時間	場所
3月5日(火)	13:30 ～ 15:30	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
3月17日(日)	10:00 ～ 12:00	

対象者 県内の労働者・事業主
対応者 青森県労働委員会委員
その他 費用無料、秘密厳守、随時受付（予約優先）

青森県ホームページ
「労働委員会委員による労働相談会」について



青森県労働委員会事務局では、上記以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています。

労働相談ダイヤル（事務局職員対応） ☎ 0120-610-782

問合せ 青森県労働委員会事務局
☎ 017-734-9832
FAX 017-734-8311

長期間放置されていた自転車を保管しています

平賀駅前広場駐輪場に長期間放置されていた自転車を保管しています。お心当たりのある方はお問い合わせください。保管期限以降は処分することがありますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

保管期限 令和6年3月31日

問合せ 建築住宅課 都市計画係
☎ 55-7437



オレンジカフェ「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月1回のペースで開催しています。

日時 3月19日(火)
13:00～15:00

場所 本庁舎1階
ひらかわぶれいす「アヴェッサ」

参加費 無料

内容 エンディングノート作成講習会
講師 終活カウンセラーの村井麻矢氏

問合せ 高齢介護課 地域包括支援係
☎ 55-5374

介護サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用された方へ

「介護給付費通知書」には、「いつ」「どこで」「どんなサービスを」「どのくらい利用して」「いくら支払ったか」などが記載されているので、これまでに利用されたサービスの内容を確認することができます。

通知書は2月下旬に発送しますので、お手元に届いた際には内容をご確認いただき、ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。

※「介護給付費通知書」は支払いが必要となる通知書ではありません。

問合せ 高齢介護課 介護保険係
☎ 55-5862

尾上総合高等学校令和6年度「科目履修生」の募集について

社会人等を対象として、特定の科目において本校生徒と同じ授業を聴講する科目履修生を募集します。

応募資格（募集人数：各科目とも若干名） 中学校を卒業した者又は令和6

年3月に中学校卒業見込の者で、高等学校等に在籍していない者。

募集期間

定時制 3月1日(金)～3月15日(金)

通信制 4月1日(月)～4月5日(金)

聴講する時間帯

定時制 月曜日から金曜日
(夜間 17:15～20:30)

通信制 日曜日
(昼間 9:00～16:00)

聴講許可 出願書類と面接により決定します。

その他

- ・聴講できる科目数は3科目まで。
- ・科目数に応じて聴講料が必要となります。
- ・単位の認定は行いません。

問合せ

定時制の課程

☎ 57-3500 (定時制教頭)

通信制の課程

☎ 57-5528 (通信制教務部)

高額医療・高額介護合算療養費制度

「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

算定基準額（令和4年8月～令和5年7月診療分）

国民健康保険 70歳未満の方

所得区分		限度額
上位 所得者	課税所得 901万円超	212万円
	課税所得 600万円超～901万円以下	141万円
一般 所得者	課税所得 210万円超～600万円以下	67万円
	課税所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

国民健康保険 70歳以上の方／後期高齢者医療制度加入者

所得区分		限度額
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般Ⅰ 一般Ⅱ	課税所得 145万円未満など	56万円
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	31万円
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得金額0円	19万円

支給申請について

▶国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、税務課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所へ申請してください。

▶その他の医療保険に加入している方
高齢介護課介護保険係または尾上・碓ヶ関総合支所にて「自己負担額証明書」の交付を受けた後、加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

※医療保険者・介護保険者それぞれから支給されます。

申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・通帳（国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳）

問合せ

税務課 国保係 ☎ 55-5328
高齢介護課 介護保険係
☎ 55-5862

女性のための女性司法書士による無料法律相談会のお知らせ

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題など、法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性の司法書士が、電話で無料相談に応じます。秘密厳守ですので、ぜひこの機会に安心してご相談ください。

日時 3月2日(出) 10:00～16:00
電話相談 017-752-0440 (相談専用電話・当日のみ)

※相談は無料ですが、具体的な手続きが必要になる場合は別途費用がかかります。

問合せ 青森県司法書士会
☎ 017-776-8398



児童の卒業メッセージがラジオで紹介されます

弘前市のコミュニティラジオ局「FMアップルウェーブ」で、小学校を卒業する6年生児童ひとりひとりが、将来の夢や小学校での思い出などを語る特別番組が放送されます。

この番組に、市内の小学校が参加し、卒業生や担任の先生、校長先生からの贈る言葉と、各学校の校歌が紹介されます。希望にみち溢れた子どもたちの声、そして懐かしの学び舎を思い出させる校歌を聴いてください。

【特別番組】

Memorial Graduation2024
～小学校卒業生のメッセージ～

日時 3月11日(月)～15日(金)
19:00～21:00

市内小学校放送日程

- ・3月11日(月) 松崎小学校

- ・3月14日(木) 小和森小学校
- ・3月15日(金) 平賀東小学校

番組は3月11日(月)～15日(金)までの5日間、19時から2時間の放送です。未来に羽ばたく子どもたちから元気がもらえる2時間です。お楽しみに！

問合せ FMアップルウェーブ
☎ 38-0788

顔認証マイナンバーカードについて

暗証番号の管理等に不安がある方の負担軽減のため、利用者証明用電子証明書を利用する際は顔認証または目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードのサービスが始まりました。

利用できるサービス

- ・本人確認書類としての利用
- ・健康保険証としての利用

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・LINEによる各種証明書のオンライン申請
- ・その他、暗証番号の入力が必要なサービス

対象者

顔認証マイナンバーカードを希望される方

取得方法

マイナンバーカードを窓口へ持参し、お申出ください。まだお持ちでない場合は、交付を受ける際にお申し出ください。

※署名用電子証明書が搭載されている場合は失効します。

※代理人による申請を希望される場合は事前にお問い合わせください。

受付窓口

- ・市民課 市民係

- ・尾上総合支所
- ・碓ヶ関総合支所

市職員が皆さんのもとに訪問し、マイナンバーカードの申請受付(顔写真撮影含む)も行っています。(訪問時間は平日9:00～16:00)

お一人から対応していますので、お気軽にご相談ください。

問合せ 市民課 市民係
☎ 55-5309

シルバー人材センター会員募集の案内について

市内の60歳以上でお仕事をしたい方を募集しています。退職された方、仕事や家事がひと段落したなどで、まだまだお元気な方。

これまで積み上げてきた大切な経験や能力を「地域の助(すけ)だち」として発揮してみませんか。活動範囲は市内です。

お仕事を通じて、仲間を作ったり充実した時間を過ごすことで生活の輪が広がります。

まずは気軽に説明を聞いてご検討ください。下記の日程に加えてご都合にも合わせます。関心のある方、活動について知りたい方、ご連絡お待ちしております。

日時 毎月第3水曜日
10:00～(約1時間)

場所 平賀農村環境改善センター

※詳しくは、HPをご覧ください。



問合せ (公社)平川市シルバー人材センター ☎ 44-7318





●市公式SNSで旬な話題をリアルタイムで!

\\いいね!フォローよろしくお願いします!/\

広報で掲載しきれない写真やシティブロモーション活動など、日々発信しております。ぜひご覧ください♪

facebook

twitter

instagram



平川市スポーツ推進委員を募集します

▶職務内容

地域スポーツの推進役として、次の職務を行います。

- ・市民の求めに応じたスポーツの実技の指導を行うこと
- ・市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること
- ・学校、公民館などの教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し協力すること
- ・スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること
- ・市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること
- ・その他市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと

▶任期・報酬など

平川市非常勤特別職員

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

(1期2年)

報酬など 条例の規定により、報酬・旅費などを支給します。

▶募集人数 若干名

▶応募条件 次の要件をすべて満たす方

- ①市内に住所を有する20歳以上70歳未満の方
- ②委員として参画する意欲を有し、会議に出席できる方
- ③地方議員・公務員を除く

▶応募方法 応募用紙に写真などを添えてスポーツ課推進係(市役所4階26番窓口)へ3月15日(金)までに提出してください。結果は後日応募者へ通知します。

※応募用紙は市ホームページよりダウンロードまたはスポーツ課窓口まで。



問合せ スポーツ課 推進係 ☎ 55-7807

平川市社会教育委員を募集します

教育委員会では、様々な意見を社会教育行政に反映するため、社会教育委員を公募します。

▶職務 市の社会教育について協議し、意見を述べる。

▶任期 2年(令和6年5月～令和8年4月)

▶会議 年2回(その他研修等随時)

▶報酬 日額5,200円

▶募集人数 3名(委員定数12名)

▶対象 ①令和6年4月1日時点(見込み含む)で平川市に住所を有する20歳以上の方
②会議や研修に出席できる方(平日の日中開催予定)
※地方議員・公務員を除く

▶応募方法 生涯学習課(市役所4階25番窓口)、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所または市ホームページにある応募用紙に記入の上、生涯学習課まで提出もしくは郵送してください。

▶締切 3月15日(金)必着

▶選考方法 応募用紙により決定します。ただし必要に応じて電話による聞き取りや面接を行う場合があります。選考結果は3月下旬に応募者全員に通知します。



問合せ 生涯学習課 社会教育係 ☎ 55-5784

「ひらかわの寺子屋」を開催します

「知っていますか？平川市の縄文遺跡」

日時 3月16日(土) 10:00~11:30
場所 文化センター2階 中研修室
対象・定員 18歳以上の方20名(先着順)
参加費 無料
講師 平川市郷土資料館職員

内容 2021年に北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録され、国内外から注目が集まっています。平川市にも縄文時代の遺跡が複数あり、その一部や縄文文化について市の所有する縄文遺物とともに紹介します。



申込方法 電話(44-1221)または下記申込フォームの電子申請
※いずれも2月16日(金)9:00から受付を開始します。

参加申込受付

①電子申請(パソコン・スマートフォンによる申込フォーム)

締切 3月12日(火)17:00まで



②電話

(休館日を除く火曜日~土曜日の8:15~17:00)

締切 3月15日(金)17:00まで

問合せ 平賀公民館 ☎44-1221

国民年金通信

学生のために国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります



「学生納付特例制度」とは、所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。マイナンバーカードを活用した電子申請については日本年金機構ホームページをご覧ください。

対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する学生で、本人の前年所得が基準以下の方です。

<対象となる所得の目安>

128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除などで計算した額以下である場合

手続きに必要なもの

- 学生証または在学証明書(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)
- 基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの

「納付」と「学生納付特例」と「未納」の違いは？

	老齢基礎年金		障害基礎年金、遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

学生納付特例を受けた場合の注意点

学生納付特例期間の年金は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。



問合せ 市民課 市民係 ☎55-5309 弘前年金事務所 ☎27-1339